

公私年金改正案の要点と課題



保険研究部 主任研究員 年金総合リサーチセンター兼任 **中嶋 邦夫**
nakasima@nli-research.co.jp



なかしま くにお
95年 日本生命保険相互会社入社
02年 ニッセイ基礎研究所
博士(経済学)

2019年12月の社会保障審議会年金部会と同企業年金・個人年金部会で「議論の整理」という形で改正案が取りまとめられ、2020年3月にこれらを基にした改正法案が国会へ提出される見込みである*1。本稿では、取りまとめられた改正案の要点と将来的な課題を確認する。

1 | 改正案の要点：

加入対象者が公私年金で連動する形へ

大きな改正点は、公的年金では厚生年金の適用拡大、私的年金(企業年金・個人年金)では確定拠出年金の加入可能要件の拡大であり、これらが連動しているのが今回の要点と言えよう。

厚生年金の適用拡大では、短時間(パート)労働者の場合、対象となる企業規模が正社員*2501人以上から51人以上へと拡大され、勤務期間要件が1年超の雇用見込みから正社員と同じ2か月超の雇用見込みへと拡大される。さらに、正社員も含めて、2か月超の雇用見込みがある場合は、雇用契約の当初から厚生年金の適用対象となる*3。

確定拠出年金の加入可能要件は、企業型は厚生年金加入者、個人型(iDeCo)は国民年金加入者へと改められる。拡大規模は大きくないが*4、公的年金の適用対象との自動連動化がポイントである。加えて、個々の企業年金での加入資格について、「同一労働同一賃金ガイドライン」の基本的な考え方の踏襲が法令解釈通知に明記される見込みであり、非正規労働者に対する企業年金の拡大が期待されている。

2 | 将来的な課題：

公私年金の役割分担の再整理

今回の改正では、公的年金給付の今後の目減りを考慮して、厚生年金と私的年金の対象者が拡大され、繰下げ受給による毎年の年金額の増額も促進される。しかし、今後の公的年金の目減りは基礎年金が中心であるため、現役時代に賃金が少ないほど年金額全体の目減りが大きくなる*5。

私的年金への加入や公的年金の繰下げ受給には企業や個人の経済的な余力が必要であることを考えれば、公私年金の役割分担を総合的に再整理しながら、各制度の将来的な見直しを検討していく必要があるだろう*6。

※本稿は2020年1月7日に弊社ホームページへ掲載したショートレポートを再構成している。

[*1] 公的年金の改正と企業年金・個人年金(iDeCo)の改正とが一体になった1つの改正法案になる予定。

[*2] 厳密には、短時間労働者ではない通常の厚生年金の加入者。

[*3] 例えば2か月の雇用契約を更新する場合、現行では更新後のみ(=3か月目から)が厚生年金の適用対象となる。

[*4] 企業型の拡大対象は、60歳前と異なる事業所で働く60代前半の厚生年金加入者と、65歳以上の厚生年金加入者である。個人型の拡大対象は、60歳以上で任意加入している国民年金加入者と、60代前半の厚生年金加入者である。

[*5] 例えば、拙稿「年金改革ウォッチ 2018年7月号～ポイント解説：基礎年金の水準低」を参照。

[*6] 例えば英国では、日本の厚生年金(2階部分)に当たる制度を定額給付に変更し、私的年金の優遇枠を青天井に近い形とし、低～中所得者には企業拠出を伴う私的年金への加入を半強制化し、私的年金の受給方法の制約を緩和した。ただし英国等の諸外国を参照する際は、制度改正が成功したか否かや日本との環境の違いに十分留意する必要がある。

[図表] 2020年 年金制度改正案の主な内容

出典：社会保障審議会年金部会(2019.12.25,27)
および同企業年金・個人年金部会(2019.12.25)より作成

【公的年金】

厚生年金の適用拡大

(短時間労働者)

- 企業規模：正社員501人以上→51人以上
- 勤務期間要件：1年以上→2か月超

(個人事業所)

- 適用業種：士業を追加

(全体)

- 2か月以上の雇用見込者の適用：
3か月目*3→雇用契約当初

在職老齢年金(減額)の緩和

- 60代前半の要件(賃金+年金)：
標準的な年金額相当(28万円)超→
男性平均賃金相当(47万円)超

65歳以降在職中の年金額の増額(65歳以降勤務分の反映)

- 退職時の反映(改定)→在職中も毎年反映

受給開始時期(繰下げ受給・繰り上げ受給)の柔軟化等

- 受給開始時期の上限(繰下げ)：70歳→75歳
- 増減額率：1999年ベース→2019年ベース

その他

- 保険料免除対象：未婚のひとり親を追加(税制に連動)
- 外国人の脱退一時金の要件：滞在3年以下→5年以下
- 年金手帳：基礎年金番号通知書(仮称)へ切替

【私的年金】

確定拠出年金の加入可能要件の変更

- 企業型：原則60歳未満→厚生年金加入者(70歳未満)
- 個人型：60歳未満→国民年金加入者(原則60歳未満)

受給開始時期の柔軟化

- 確定給付企業年金：60～65歳→60～70歳
- 確定拠出年金：60～70歳→65～75歳

中小企業向け確定拠出年金の対象企業拡大

- 企業型(簡易型DC)：従業員100人以下→300人以下
- 個人型(iDeCoプラス)：従業員100人以下→300人以下

企業型確定拠出年金加入者の個人型加入時の要件緩和

- 企業型規約で個人型加入を認める規定：必要→不要
- 企業型の限度額：月3.5万円→5.5万円(個人型は内枠)
- 企業型でマッチング拠出が可能な場合：加入不可→加入可